

# はっとり社会保険労務士事務所 人事労務だより

## ～今月の特集～ 火災予防

### ～「消防用設備等点検アプリ」を活用しましょう～

※消防庁リーフレット「消防用設備等点検アプリをご利用いただけます」より

#### ●点検報告の義務があります

建物の関係者（所有者、管理者など）は、法令に基づいて設置された消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、報告する義務があります。

##### 点検を行う頻度

- ・機器点検：6か月に1回
- ・総合点検：1年に1回

##### 消防署等へ報告する頻度

- ・飲食店や宿泊施設など※1：1年に1回
- ・共同住宅や事務所など※2：3年に1回

※1：劇場や集会場、遊技場、飲食店、店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの建物。または、そのテナントが入居している建物。（特定防火対象物）  
※2：共同住宅、学校、工場、事務所などの建物。

#### ●消防用設備等点検アプリとは？

消防用設備等点検アプリをご利用いただくことで、消防用設備等の点検に関する資格がない方でも、ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことができます。

#### ●アプリで点検できる消防用設備等

消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備

### ～消火器の設置ルールを守りましょう～

※消防庁リーフレット「消防用設備等点検報告を自ら行っていただくために」より

#### A：設置場所

必要時すぐに持ち出せる場所に設置していますか？

床面から 1.5m 以下の場所に設置していますか？

●水のかかる位置に設置していませんか？

●厨房での床面、作業場の地面等への直置きは避け、壁掛け又は設置台、格納箱へ設置しましょう。

#### B：設置間隔

階ごとに建物の各部分から消火器まで歩行距離 20m 以下になるように設置していますか？

#### C：適応性

消火器に設置場所に適応する表示マークがありますか？

●普通火災：建物その他の工作物の火災

●油火災：引火性の液体等の火災

●電気火災：通電中の電気設備等の火災

#### D：標識

消火器の設置場所に「消火器」の標識を見やすい位置に付けていますか？

損傷・破損・脱落・不鮮明なものはありませんか？

裏面は、消防団に関する情報です

# ～地域・コミュニティへの核としての「消防団員」～

※消防庁リーフレット「事業所のみなさまへ 消防団の活動にご理解とご協力をお願いします。」より

## ●消防団とは

消防団員は、普段は本業を持ちながら、災害時の消火・救助活動や、防災啓発等を行う、非常勤特別職の地方公務員。

## ●消防団の更なる充実に向けて（消防庁ホームページより）

消防団員数は年々減少しており、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）を踏まえ、国及び地方公共団体が連携し、幅広い住民の入団促進に向けた広報の実施、消防団員の処遇の改善、消防団の整備や訓練等の充実など、消防団の充実強化に向けた様々な取組を行ってきました。

消防団員の約 7 割が被用者であることを踏まえると、地域防災において重要な役割を担う消防団員を確保し、円滑な消防団活動を行う上では、企業や団体の方の消防団活動への一層の理解と協力が不可欠と考えております。

また、社会貢献や危機管理の向上、地域住民との交流促進など、消防団活動への協力により得られるメリットもあり、消防団の更なる充実に向けて、企業や団体の方と連携した取組を一層推進することが重要と考えております。

このため、企業や団体の皆様におかれましては、後述する「消防団協力事業所表示制度」などの消防庁の施策をご確認いただき、消防団活動への一層の協力を賜ればと思います。

※消防庁ホームページより

<https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/data/cooperation-system/index.html>

## ●消防団への協力が企業のメリットに

- ・従業員が消防団に入れば防災に関する知識やスキルが身につく、自社の従業員や施設を守ることができます！
- ・幅広い世代・職種など、地域の方々との多様なつながりができます！
- ・消防団協力事業所になれば、各自治体の様々な優遇措置を受けられます！
  - 入札参加資格の優遇、税の減免、交付金等の支給、物品の貸与や提供、表彰制度
- ・表彰制度もあり、地域への貢献が CSR 活動につながり、自社のイメージアップになります！

## ●消防団協力事業所表示制度

消防団活動への協力が企業の社会貢献として広く認められる制度です。

「消防団協力事業所」として認められた事業所は、取得した表示証を社屋に提示でき、表示証のマークを自社 HP や名刺などで広く公表することができます。

（事業所の協力例）

- ・従業員が相当数入団
- ・従業員の消防団活動について、就業規則等で積極的に配慮
- ・災害時等に事業所の施設や資機材を提供 など

「人事労務だより」 発行：はっとり社会保険労務士事務所

〒635-0015 大和高田市幸町 3-3-211

TEL/ FAX (0745) 61-4284

Email : h-chan@leto.eonet.ne.jp